

## 行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成25年3月4日

白山市監査委員 村下 眞次

同 西川 寿夫

### 1 監査の概要

- (1) 監査のテーマ  
「市に事務局を置く任意団体の事務執行について」
- (2) 監査の期間  
平成24年11月21日から平成25年2月28日
- (3) 監査の方法  
庁舎内に任意団体の事務局を置く所管部署から資料の提出を求め、聴き取り調査等を実施した。
- (4) 監査の着眼点
  - ① 補助金の申請及び実績報告等の必要な書類は、整備されているか。
  - ② 会則、会計事務処理規程は整備されているか。また、会則等に基づき事務が執行されているか。
  - ③ 団体の預金通帳・印鑑・現金等の管理及び出納事務は、適正に行われているか。
  - ④ 監査体制など会計事務におけるチェック体制は、確立しているか。

### 2 監査の結果

市に事務局を置く任意団体の事務執行について監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、改善を検討する必要がある事項については、早急に実施されたい。